融資商品説明書(住宅サポートローンワイド)

旭川信用金庫

	旭川信用金庫
商品名	住宅サポートローンワイド(基金保証付)
融資形式	証書貸付
ご利用いただける方	次のすべての条件を満たす個人の方とさせていただきます。
	・申込日時点または貸付実行日時点において当金庫の有担保住宅ローン(代理貸付を含む)
	を契約中で、最終返済時の年齢が満 80 歳以下の者
	※当該住宅ローンの連帯債務者(予定者を含む)も対象
	※当該住宅ローンが延滞中の場合は対象外
お使いみち	健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当するもの
	・申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫)が必
	要とする資金
	※申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可
	・申込人が自信用金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借
	換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)
	※当座貸越型消費者ローンの借換え資金は、当該ローンを解約する場合に限る ・購入先等に振込
	・購入元寺に振込 ※保証金額の 20%または 50 万円のいずれか大きい金額までは信用金庫の判断で振込し
	次体証金額の 20% または 30 万円のい 9 1cm 人 2 い 金額よ Cは信用金庫の刊例 C 派込し なくても可
	なくとも内 ※支払済資金は除く
 お借入限度額	500万円以内(1万円単位)。
ご融資期間	3か月以上20年以内。
お借入利率	・新規お借入利率は、当金庫所定の利率を適用させていただきます。
05 16 7 (1) —	・お借入利率は金融情勢などに応じて変動いたしますので、新規お借入利率は、実際にお
	借り入れいただく日の適用利率となります。
	(元利均等毎月返済の場合、付利単位1円。元金均等毎月返済の場合、付利単位100円。)
お借入期間中の	・変動金利のみのお取り扱いとなります。
金利変動について	・お借入利率は、毎年4月1日と10月1日の当金庫の短期プライムレートに連動する変
	動金利型長期貸出基準金利を基準として年2回見直しを行い、6月と12月の約定返済
	日の翌日より新利率を適用させていただきます。
ご返済方法	・元利均等毎月返済方式(ボーナス返済併用もご利用いただけます。)
	・ボーナス返済部分の元金は、お借入金額の50%以内とします。
	│ ※元金均等毎月返済方式の取り扱いもございます。くわしくは窓口へお問い合わせくださ │
	l'o
保証会社	一般社団法人しんきん保証基金
保証料	保証料はお借入利率に含まれています。
団体信用生命保険	・任意で当金庫指定の団体信用生命保険にご加入いただけます。
	・団体信用生命保険の保険料は加入者負担となります。お借入利率にご加入の団体信用生
/B = T 1 + D / D	命保険に応じた保険料率を上乗せした利率にてお支払いただきます。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
保証人・担保返済試算額の入手方	一般社団法人しんきん保証基金が保証いたしますので、担保・保証人は不要です。 当金庫本支店の融資窓口やホームページで本ローンの返済額を試算いたします。
返済試算額の入于方 法	コ亚庠平又泊の[版具心口で小一ムハーンで平口一ンの返済観を武昇いにします。
<u> </u>	- ・現在の金利水準については、お近くの旭川信用金庫本支店の融資窓口、テレホンサービ
並 1 1 日	ス
	「ハローアスク」(フリーダイヤル: 0120-74-3874)にお問い合わせいただくか、
	ホームページ (https://www.shinkin.co.jp/ask) でご照会ください。
	・ 苦情処理措置
紛争解決措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、当金庫の本支店またはお客さま相談室(9時~17
	時、電話:0166-26-1161) へお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所(9
	時~17時、電話:011-221-3273)、全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517
	-5825) でも苦情等のお申し出を受け付けています。くわしくは、上記お客さま相談室
	へご相談ください。
	・紛争解決措置
	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、



融資商品説明書(住宅サポートローンワイド)

第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)が設置・運営する仲裁センター等、ならびに、札幌弁護士会(電話:011-251-7730)が設置・運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室、北海道地区しんきん相談所(9時~17時、電話:011-221-3273)、または、全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。上記の東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。そ

上記の東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1) お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、(2) 当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所へお問合わせください。

その他

- ・本ローンは、店頭で、仮審査申し込みをご利用いただけます。
- ・当金庫からのお借入総額が700万円を超える場合は、ご融資実行時までに当金庫の出資会員に

なることが必要です。

- ・お申し込みに際しては事前に審査させていただきます。保証会社の保証が得られない場合など、ご希望に添いかねることもございますので、あらかじめご了承ください。
- ・正式なお申し込み時に、必要書類(運転免許証、所得証明書、資金使途確認書類等)を ご提出いただきます。
- お借入金額等に応じた印紙代が別途必要になります。
- ・資金をお振り込みする際の振込手数料(必要な場合)は、お客さま負担となります。
- ・金融情勢の変化等により、本説明書の内容を変更または取り扱いを中止する場合がございます。
- くわしくは、お近くの本支店窓口へお問い合わせください。

くわしくは、お近くの旭川信用金庫本支店窓口または担当者へお問い合わせください。

- 無理のない返済計画をご検討ください。
- 収入と支出のバランスを大切にしてください。